

第22回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月24日（火曜日） 午前10時
(受付開始時間：午前9:30)

開催場所

東京都新宿区四谷1-6-1
コモレ四谷 四谷タワーコンファレンス3階
Room F

※例年と開催場所が異なりますので、ご来場の際は
ご注意ください。

株式会社リボミック

証券コード：4591

ごあいさつ



代表取締役社長

中村 義一

平素は格別のご支援を賜り、厚く御礼申しあげます。

当社は、1本鎖の核酸（特にRNA）の「造形力」を利用した「アプタマー創薬」事業を開発の柱としております。

当社の主力開発品であるumedaptanib pegol（抗FGF 2 アプタマー）は、2つの臨床試験が進捗しております。

まずは、滲出型加齢黄斑変性において、米国で実施した臨床試験（Phase 2）ではPOC（新薬の開発段階で投与薬剤がヒトでの臨床試験において意図した薬効を有することが示されること）を確認することができました。

さらに、日本で実施している軟骨無形成症においても、臨床試験（Phase 2）の最中ですが、小児の患者様の身長が顕著に伸展するという好成績を得ております。このプログラムは厚生労働省の希少疾病

用医薬品指定（ODD）に認定されました。今後の開発においては、さまざまな優遇措置を期待することができます。

当社のumedaptanib pegolがこれら2つの疾患で臨床効果を得られた事実は、当社にとって朗報であるばかりではなく、これまで世界的に低調だったアプタマー医薬品の開発に対しても大きな推進力となるものと考えます。

昨年11月にサウジアラビア政府に招聘されRiyadh Global Medical Biotechnology Summit 2024において講演を行いました。その後、同国のキング・アブドラ国際医療研究センター（KAIMRC）とRNAアプタマー医薬品の開発に関する提携協議を続けております。今後、当社とサウジアラビアにとって実りあるものとなればと期待するところです。

これまで多くの方にご支援を賜り、深くお礼を申しあげます。私どもは株主の皆様のご期待に応えるべく、なお一層努力してまいります。

2025年6月

企業理念

Unmet Medical Needs（未だに満足すべき治療法のない疾患領域の医療ニーズ）に応える。
科学や技術が進歩しても、癌や難病、免疫疾患などのUnmet Medical Needsの病気があります。
リボミックは、そのような病気に有効な新薬を「アプタマー創薬」により開発し、他の製薬会社との
コラボレーションを通じてその早期の市販化を実現し、人々の健康の増進に貢献します。

株 主 各 位

証券コード 4591
2025年6月3日
電子提供措置の開始日 2025年6月2日
東京都港区白金台三丁目16番13号

株式会社リボミック

代表取締役社長 **中村 義一**

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.ribomic.com/ir/library.php>

（上記のページを表示する際は、当社のウェブサイトのトップページへアクセスし、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」「株主総会関連資料」を順に選択ください。）



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスし、「銘柄名（会社名）」に「リボミック」又は「コード」に当社証券コード「4591」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）



各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態になることがございます。閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間を置いて再度アクセスしてください。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月24日（火曜日） 午前10時（受付開始時間：午前9:30）
2 場 所	東京都新宿区四谷1-6-1 コモレ四谷 四谷タワーコンファレンス3階 Room F ※例年と開催場所が異なりますので、ご来場の際はご注意ください。 末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。 なお、株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございませんのでご了承ください。
3 目的事項	報告事項 第22期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする出席票をご提出くださいますようお願い申し上げます。
電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
① 事業報告「主要な事業所」「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
したがって、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
本株主総会における会議の目的事項は、上記のとおり報告事項のみであるため、本株主総会終了後の決議ご通知は送付いたしませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.ribomic.com/>)

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2025年6月19日（木）午後6時まで

本株主総会において議案はございませんが、株主様より当社経営全般に関するご質問を事前に承ります。
いただいたご質問の中で株主の皆様のご関心が高いと思われるご質問については、株主総会にて取り上げさせていただきます。
当社ホームページ(<https://www.ribomic.com/>)のお問い合わせ「コンタクトフォーム」内の「内容」にて「株主総会事前質問」をご選択いただき、ご質問をご入力ください。
※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、抗体に継ぐ次世代新薬として期待されているアプタマー（核酸医薬の一種）に特化して医薬品の研究開発を行うバイオベンチャーです。当社は、アプタマー創製に関する総合的な技術や知識、経験、ノウハウ等からなる創業プラットフォームである当社独自の「RiboART System[®]」を活用して、革新的なアプタマー医薬の研究開発（「アプタマー創薬」）を行っております。

当社の企業理念は「Unmet Medical Needs(未だに満足すべき治療のない疾患領域の医療ニーズ)に応えること」であり、その実現のための最重点経営目標を、「自社での臨床Proof of Concept^{*1}の獲得に向けた開発」として、当事業年度においても様々な取り組みを進めてまいりました。

※1：臨床Proof of Concept（臨床POC）：新薬の開発段階において、投与薬剤がヒトでの臨床試験において意図した薬効を有することが示されること。

その具体的な進捗を以下に要約いたします。

「umedaptanib pegol」の開発について

1. 「umedaptanib pegol」（抗FGF2アプタマー、RBM-007の国際一般名）による臨床開発の狙い

当社では、自社で創製したumedaptanib pegol（FGF2に結合し、その作用を阻害するアプタマー）を、自社での臨床開発のテーマに選び、「軟骨無形成症（Achondroplasia、ACH）」と「滲出型加齢黄斑変性（Wet Age-related Macular Degeneration、wet AMD）」の治療薬としての開発を進めております。

2. 開発状況、及び既存治療法との比較

(i) 軟骨無形成症（ACH）

・臨床試験

ACHに関するプロジェクトは、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の助成（2015年度から合計6年間）を受け、2020年7月～2021年5月にかけて、国内の1施設において第1相臨床試験を実施いたしました。さらに、2021年度から3年間は、AMEDの希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業として助成を受け、ACHの小児患者（5～14歳）における、身長伸びを含む臨床的基礎データの取得と前期第2相臨床試験の被験者選定を目的とした前期第2相観察試験、及びACHの小児患者（5～14歳）でのumedaptanib pegolの有効性と安全性を調べる前期第2相臨床試験と、これに引き続き実施する前期第2相長期投与試験の3つの臨床試験を実施しております。

ACHの小児患者を対象とする前期第2相観察試験（26週）については、東京、岡山及び関西地区の8施設で13

名の患者を組み入れ、2024年12月に最終症例の観察期間が完了しました。さらに、前期第2相臨床試験の低用量群（コホート1、6名、週1回の0.3mg/kg皮下投与、26週）の投与も完了いたしました。その結果、途中休薬の1名を除いた5名のうち、3名で身長伸展速度の増加が確認され、うち2名で、被験薬投与前（観察試験）に比較して、+4.6cm、+3.3cm/年と極めて顕著に増加しました。低用量にも関わらず、5名の身長平均伸展速度（+1.5cm/年、Mean AHV）は、現在ACH治療薬として承認されているボックスゾゴ[®]（ボソリチド、BioMarin社製）の身長平均伸展速度（+1.7cm/年^{*2}）に相当する結果でした。

コホート1を完了した6名のうち、5名の被験者は低用量（0.3mg/kg）の前期第2相長期投与試験に移行しており、継続して被験薬の有効性及び安全性を評価いたします。また、高用量群（コホート2、7名、1回/2週の0.6mg/kg皮下投与、26週）については、前期第2相臨床試験の同意が得られた6名すべての患者が試験を開始しており、現在2例目までの投与が完了し、前期第2相長期投与試験に移行しております。全員の投与は2025年10月に完了する予定です。

また、コホート1での好成績を受け、本邦における希少疾病用医薬品の指定を目的として、厚生労働省との相談を進めておりましたが、2025年4月、希少疾病用医薬品の指定（ODD）を取得いたしました。

なお、これまでにumedaptanib pegolを投与したACH小児患者において、安全性に関する懸念は発生しておりません。

※2：<https://clinicaltrials.gov/study/NCT03197766?tab=results>

・ACHの既存治療法と課題

ACHは四肢短縮による低身長を主な症状とする希少疾患で、厚生労働省から難病指定を受けております。umedaptanib pegolは疾患モデルマウスを利用した実験で、体長の短縮を約50%回復する効果を示しました。さらに、軟骨細胞への分化誘導が欠損していることが知られているACH患者由来のiPS細胞（人工多能性幹細胞）について、umedaptanib pegol存在下で、その分化誘導が回復することも確認いたしました（非臨床POC獲得）^{*3}。本邦ではこれまで治療薬として成長ホルモンが使用されてきましたが、その効果は十分とは言えず、骨延長術（足の骨を切断して引き離れた状態で固定し、骨の形成を促す）といった非常に厳しい治療が幼い子供に施されることもあり、効果の高い新薬が待ち望まれていました。

ようやく、2022年6月にACH治療薬としてBioMarin社のボックスゾゴ[®]の製造販売が承認されました。しかし、その効果は十分とは言えず、毎日の投与が必要となっているため、小児のACH患者にとって、もっと効果が強く、皮下注射の間隔が長く取れる新薬の開発が望まれています。

今般、当社のumedaptanib pegolの臨床試験において、5名中2名の患者において、低用量の1週間1回の皮下投与でボックスゾゴ[®]を上回る顕著な成長速度の増加が確認されたことは、ACHの小児患者にとっては朗報となるものです。今後、umedaptanib pegolの用量をさらに増やし投与間隔も伸ばすことで、一段と優れた治療方法確立していくことを検討しております。

※3：Kimura T, Bosakova M, Nonaka Y, et al.: RNA aptamer restores defective bone growth in FGFR3-related skeletal dysplasia. Sci. Transl. Med., 13, eaba4226 (2021)

(ii) 滲出型加齢黄斑変性 (wet AMD)

umedaptanib pegolの複数投与による臨床POC獲得を目的とした第2相臨床試験（試験略称名：TOFU試験）を米国で実施いたしました。（被験者86名）。TOFU試験は、標準治療の抗VEGF治療歴のあるwet AMD患者を対象に、①umedaptanib pegol硝子体内注射の単剤投与群、②既存の抗VEGF薬であるaflibercept（商品名アイリーア[®]）とumedaptanib pegolの硝子体内注射による併用投与群、及び③aflibercept硝子体内注射の単剤投与群の3群間で、umedaptanib pegolの有効性及び安全性をafliberceptと比較評価する、無作為化二重盲検試験でした。

また、TOFU試験の進捗に基づき、長期投与に伴う本薬剤の有効性と安全性、及び瘢痕形成を含む網膜の構造異常に対する効果を評価する目的で、umedaptanib pegolを単剤で投与するオープン試験としてのTOFU試験の延長試験（試験略称名：RAMEN試験）を行いました。RAMEN試験では、TOFU試験を完了した22名の被験者に対して、追加のumedaptanib pegolの硝子体内投与を1ヶ月間隔で計4回行いました。

さらに、治療歴のないwet AMD患者を対象にumedaptanib pegolの単剤投与の有効性及び安全性を評価することを目的に、米国で医師主導治験（試験略称名：TEMPURA試験）を実施いたしました（被験者5名）。

これらの結果は、英国王立眼科学会誌Eyeに2報の論文として掲載されました^{*4,5}。

その要約は以下のとおりです。

[論文要点]

- ・ いずれの試験においても、umedaptanib pegolによる安全性に関する問題は発生しなかった。
- ・ 治療歴のないwet AMD患者においては、umedaptanib pegolの投与により、劇的な治癒例を含め、視力や網膜厚の改善が確認された（TEMPURA試験）。
- ・ 抗VEGF治療歴のあるwet AMD患者においては、umedaptanib pegol単剤投与、及びumedaptanib pegolとafliberceptの併用投与において、aflibercept単剤投与を上回る臨床有効性は観察されなかったものの、umedaptanib pegolの効果はafliberceptに対して非劣勢であり、症状の進行抑制が確認された（TOFU試験）。
- ・ すべての試験を通じ、umedaptanib pegolはすでに形成された瘢痕（線維化）を除去する作用はなかったものの、瘢痕形成を抑制する効果が確認された。

[今後の開発方針]

今般、umedaptanib pegolの臨床POCが獲得されたと同時に、umedaptanib pegolは抗VEGF薬に先立つ処方が推奨される“first-line”治療薬となる可能性が示唆されました。現在標準治療となっている抗VEGF薬には、瘢痕化抑制作用がないため、既存療法の大きな Unmet Medical Needsになっています。そのため、今後、umedaptanib pegolを用いた未治療のwet AMD患者に対する臨床試験において瘢痕化抑制効果を証明することができれば、既存療法との重要な差別化ポイントとなり、“first-line”の新薬の実現に近づくものと考えます。そのため、他企業との提携・ファンド等からの資金調達を含めて検討してまいります。

※ 4 : Pereira DS, Akita K, et al: Safety and tolerability of intravitreal umedaptanib pegol (anti-FGF2) for neovascular age-related macular degeneration (nAMD): a phase 1, open label study. Eye, 2024 Apr;38(6):1149-1154.

※ 5 : Pereira DS, Maturi RK, et al.: Clinical proof of concept for anti-FGF2 therapy in exudative age-related macular degeneration (nAMD): phase 2 trials in treatment-naïve and anti-VEGF pretreated patients. Eye, 2024 Apr;38(6):1140-1148.

(iii) 増殖性硝子体網膜症 (PVR)

PVRの疾患内容や当社の取り組みについては、後述「umedaptanib pegol以外の臨床開発優先度の高いパイプライン」 1. RBM-006 (抗Autotaxin (オートタキシン) アプタマー、増殖性硝子体網膜症 (PVR) 等の網膜疾患) にて記載の通りですが、umedaptanib pegolの適応疾患拡大を目指して、日本大学とPVRの薬物療法の開発に関する共同研究も2023年2月より実施しております。

umedaptanib pegol以外の臨床開発優先度の高い自社パイプライン

当社は、既存パイプラインを継続的、重層的に拡大し、中長期的に成長するために、特に優れた薬効が確認されているRBM-006及びRBM-011を、umedaptanib pegolに次ぐ臨床開発優先度の高いパイプラインと位置づけております。

1. RBM-006 (抗Autotaxin (オートタキシン) アプタマー、増殖性硝子体網膜症 (PVR) 等の網膜疾患)

RBM-006が対象とする増殖性硝子体網膜症は、網膜剥離や糖尿病網膜症の放置、網膜剥離の手術によって併発する網膜疾患です。多種の細胞が網膜表面や網膜内、硝子体腔内で増殖膜を形成し、当該増殖膜が収縮することによって網膜に皺壁 (しゅうへき) 形成や牽引性網膜剥離が生じ、重篤な視力障害や失明に至ります。硝子体手術などの治療によっても重篤な視力障害や失明に至る事が多く、また現在のところ有効な医薬品は存在しません。

当社は、日本大学医学部視覚科学分野・長岡泰司教授 (現 旭川医科大学教授) との共同研究において、ブタPVRモデルにおける抗オートタキシンアプタマーの効果を検討した結果、当該アプタマーが網膜細胞の増殖を抑制すること、及び当該モデルにおける増殖膜の形成を抑制し網膜剥離を抑制する効果があることが明らかになり、そ

の成果が学術誌International Journal of Molecular SciencesにONLINE掲載されました^{※6}。

Autotaxinは脂質メディエーターであるLPA（リゾホスファチジン酸）の合成酵素であり、緑内障や特発性肺線維症等の複数の疾患においてLPAやAutotaxinの亢進が見られることから、新規治療薬の標的として注目されています。

また、当社は2024年7月に東京大学医学部眼科学教室と眼科疾患に関する2年間の共同研究契約を締結いたしました。本共同研究では、主要な眼科疾患である緑内障や糖尿病網膜症などをターゲットに治療薬の開発を目指します。これらの共同研究の成果が眼科疾患に対して新たな薬物治療の道を切り開くことを期待しております。

※6：Hanazaki H, Yokota H, et al.: The effect of anti-autotaxin aptamers on the development of proliferative vitreoretinopathy. Int. J. Mol. Sci. 24, 15926 (2023).

2. RBM-011（抗IL-21（インターロイキン21）アプタマー、肺動脈性肺高血圧症）

RBM-011が対象とする肺動脈性肺高血圧症は、難病に指定されている病気であり、肺動脈壁が肥厚して血管の狭窄が進行した結果、高血圧をきたして全身への血液や酸素の供給に障害が生じ、最終的には心不全から死に至ることのある重篤な疾患です。プロスタグランジンI2誘導体製剤などの既存治療薬が十分な効果を発揮しない患者の予後は依然として極めて悪い状態です。これらの既存治療薬は、いずれも血管を拡張させる作用を持つものであり、血管壁の肥厚を改善する作用を持つ薬はなく、その開発が強く望まれております。

2017年度から3年間は、AMEDの難治性疾患実用化研究事業の一環として、また2020年度から3年間はAMEDの治験準備（ステップ1）研究として助成を受け、肺動脈性肺高血圧症の国内での専門医療機関である国立研究開発法人国立循環器病研究センター（国循）との共同研究を進めてまいりました。当該共同研究において、抗IL-21アプタマーが肺動脈性肺高血圧症モデル動物において、肺動脈壁の肥厚を顕著に抑制することが明らかにされました。

また、国循との共同研究と並行して、原薬合成を完了し、PMDAと協議のうえ、第1相試験のための毒性試験を実施し2023年6月に完了しております。

その他のプロジェクト並びに自社創業に付随する事業

1. 自己免疫疾患に対する治療薬の創製

多くの自己免疫疾患において自己抗体の関与が示唆されており、当社は自己抗体の産生に重要な役割を果たす生体シグナル分子を阻害するアプタマーを非臨床開発ステージのパイプラインに所有しております。

これらを活用することにより自己抗体が原因となる自己免疫疾患に対する効果的な治療薬を創製することが出来ると考えており、国立大学法人北海道大学大学院保健科学研究院とANCA関連血管炎に対する薬理作用を検討するための共同研究契約を2023年10月に締結し、検討を進めて参りました。

本共同研究において、自己抗体産生と炎症の増強に関与することが予想されるIL-21に着目し、抗IL-21アプタマーの薬理効果を検討した結果、肝臓で観察される死細胞の抑制を含む複数の病態指標を改善する効果が確認されま

した。本成果は、抗IL-21アプタマーの新しい用途の開発とANCA関連血管炎におけるIL-21の役割の一端の解明に繋がることが期待されるため、肝臓の病態改善が必要となる自己免疫疾患やその他疾患などの新たな適応疾患の検討を進めて参ります。

なお、本共同研究は2025年3月31日の契約満了をもって終了しております。

2. AIアプタマープロジェクト

アプタマー医薬品の汎用性をさらに活かすため、国立研究開発法人科学技術振興機構から委託されているコンピューター科学を応用した技術開発（JST委託事業）等を継続して進めております。2018年度から開始されたJST委託事業において、当社は早稲田大学と共同し、バイオインフォマティクスを駆使したアプタマー探索技術RaptRankerを開発いたしました^{*7}。さらに、2021年4月から3年間の事業として、「AIアプタマー創薬プロジェクト」がJST委託事業に採択され、当社は早稲田大学と共同で、RNAアプタマーの創薬のプロセスを、深層学習などの人工知能技術を活用することで、創薬期間の短縮及び創薬成功確率の向上を実現させることを目指し、研究を進めて参りました。この研究において、変分オートエンコーダを応用した革新的な配列生成技術であるRaptGenを新たに開発いたしました。SELEXで得られた特定の標的に対する多数の標的結合アプタマーの配列を、RaptGenを用いて解析することにより、もともとのSELEXデータに含まれていない、前記標的に強く結合する新規のアプタマー配列の生成も可能となりました。RaptGenについては、2022年6月3日にNature Computational Scienceに掲載されております^{*8}。また、JST委託事業では課題事後評価結果に基づき、研究期間延長及び研究費の追加によって戦略目標達成に大きく貢献する研究成果が期待できる課題に対し1年間の追加支援を実施しており、「AIアプタマー創薬プロジェクト」は、これまでAI（人工知能）を用いたRaptGenの開発等、革新的な成果を挙げていることから、他領域も含む課題の中から追加支援に採択されました。

共同研究を推進した結果、大規模言語モデルを用いたアプタマーの結合活性予測手法の開発に成功し、日本国特許庁に対して、2025年3月に共同で特許出願いたしました。本手法では、従来手法では困難であった任意の配列に対してもアプタマーの活性を予測することが可能であり、SELEX実験には出現しなかった配列も含め、短鎖化や最適化などを実現することが可能となります。

また、本開発技術を当社の「RiboART System[®]」に活用することで、迅速かつ正確に高活性アプタマーの取得が可能となり、研究開発スピードの向上に繋がります。

さらに、2023年度から2025年度の予定で、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が実施する「量子・AIハイブリッド技術のサイバー・フィジカル開発事業」において、当社と産業技術総合研究所及び早稲田大学を実施予定先とする研究課題「量子・AI次世代創薬」が採択されました。本研究課題では、RNAアプタマーの最適化を題材として、量子計算技術と人工知能を組み合わせた「量子・AIハイブリッド技術」の活用により、従来技術では達成困難な医薬品創生プラットフォームの確立を目指します。

本事業は初期仮説検証フェーズと本格研究フェーズから構成されており、中間時点において約半数のプロジェクトを打ち切りとするステージゲート審査が設けられておりますが、2024年9月にステージゲート審査を通過し、本格研究フェーズへ移行しております。

また、本事業の取り組みにおいて、イジングマシンの活用により、SELEX実験データに基づいて、核酸配列を最適化するための定式化手法を提案し、実際に配列探索によってアプタマーを取得することに成功しており、この核

酸配列を最適化するための定式化手法を日本国特許庁に対して、2024年11月に共同で特許出願いたしました。

※7：Ishida R, Adachi T, et al.: RaptRanker: in silico RNA aptamer selection from HT-SELEX experiment based on local sequence and structure information. Nucl. Acids. Res., 48, e82 (2020).

※8：Iwano N, Adachi T, et al.: Generative aptamer discovery using RaptGen. Nat. Comput. Sci., 2, 378-386 (2022).

3. DDSアプタマープロジェクト

当社では、RaptRanker及びRaptGenを含む「RiboART System[®]」をさらに発展させると共に、ドラッグデリバリーシステム（DDS）用のアプタマー開発に取り組んでおります。DDSとは、体内における薬剤の分布を制御することで、薬剤の効果を最大に高める一方で、薬剤の投与回数及び副作用を軽減するための、薬剤の体内動態を制御する技術です。近年の医薬品開発を取り巻く環境は著しい変化を遂げており、ブロックバスター創出のための疾患発症の標的分子の枯渇や、Unmet Medical Needsの高まりなどを理由に、多数のモダリティ（治療手段）が生まれてきております。特に核酸医薬を中心として、さまざまな生体内バリアを突破させ、標的部位（臓器、組織、細胞等）へと効率的に送り込むにはDDSが必要不可欠となります。

アプタマーは化学合成品であり、抗体、低分子化合物、及びASO、siRNA、mRNAなどの核酸医薬等に化学的に結合させることが可能です。DDSとして利用可能なアプタマーを取得するための期間は1年から2年単位と短いため、アプタマー取得後は、大手製薬企業を含む様々な企業に提供することで、基礎段階より早期に収益を上げていきたいと考えております。

①細胞表面受容体アプタマーの光免疫療法への応用

当社の所有するアプタマーの光免疫療法への応用可能性を検討するために学校法人慈恵大学との共同研究契約を2023年9月に締結いたしました。光免疫療法は、標的特異的な薬剤送達と腫瘍に局限した光照射を組み合わせることで、正常組織へのダメージを最小限に抑えた、患者負担の少ない治療法として、がん領域を中心に注目を集めております。共同研究先である学校法人慈恵大学・光永真人講師らのグループは光免疫療法に関する高い研究実績があり、細胞試験系、動物実験のノウハウを保有しております。

当社では、膜タンパク質を認識する複数のアプタマーを開発しており、本共同研究においてこれらアプタマーの光免疫療法への応用可能性を検討しております。

② Dengueウイルス膜タンパク質アプタマーの核酸デリバリーへの応用

ウイルス感染症の1つであるDengueウイルス（以下、「DENV」といいます。）に対して増殖を抑制する核酸分子の開発を東京大学医科学研究所（RNA医科学社会連携研究部門・高橋理貴特任教授（開発当時）、アジア感染症研究拠点・山本瑞生特任講師）、東京大学医学系研究科（Moi Meng Ling教授）、早稲田大学（浜田道昭教授）と共同で進めてきました。Dengueウイルス感染症はワクチン開発が進んでいる一方で、未だ有効な予防薬、治療薬がないウイルス感染症です。

DENVは大きく分けて4つの種類（DENV1～DENV4の血清型）が存在しますが、全ての血清型に対して、

DENV膜タンパク質に構造相補性で結合するRNAアプタマーを、人工的なウイルス様粒子（VLP,virus-like particle）を標的にした分取方法（VLP-SELEX^{※9}）で作成し、さらにDENV由来のRNAを塩基配列相補性で分解に導くsiRNAを開発いたしました。

これらの核酸分子を1分子として結合させることで、DENVに結合し、DENV感染と共に細胞内に侵入することでウイルス由来のRNAを感染した細胞内で分解する多機能核酸分子「キメラ核酸（siRNA-aptamer複合体）」を開発し、その有効性を疑似的な感染評価系および実際のウイルス感染評価系を用いて評価してまいりましたが、その結果、キメラ核酸はDENVの増殖を強く抑制できることが分かりました。

また、複数存在する血清型に対しても有効であることを示唆する結果も得られております。本分子の開発戦略は、DENV以外のウイルスにも適応できるものであり、幅広いウイルス感染症の予防及び治療分子の迅速な開発に新たな選択肢を提供することが期待できると考えており、開発を進めております。

これらの結果は、2024年12月25日にNucleic Acids Research Molecular Medicineに掲載されております^{※10}。

※9：Takahashi M, Amano R, et al.: Nucleic acid ligands act as a PAM and agonist depending on the intrinsic ligand binding state of P2RY2. Proc. Natl. Acad. Sci. USA, Vol. 118 No. 18 e2019497118 (2021)

※10：Amano R, Takahashi M, et al.: A chimeric RNA consisting of siRNA and aptamer for inhibiting dengue virus replication. NAR Molecular Medicine. 1(4):ugae025 (2024).

4. 製剤化技術開発

次世代型アプタマー医薬品に関する技術開発を目的として、ポリエチレングリコール（PEG）の代替技術を研究開発しております。PEGは粘性が高く、過酸化物を生成する等、化学的性質に課題があることがわかっており、この課題を解決するため、味の素株式会社との共同研究契約を2023年10月に締結いたしました。

本共同研究では、当社独自の核酸アプタマー化合物作製及び測定技術と、味の素株式会社が有する抗体-薬物複合体製造技術AJICAP[®]を組み合わせ、アプタマーの血中半減期延長技術の開発を目指して参りました。

本共同研究により、免疫グロブリンの部分タンパク質であるFc領域に対して核酸アプタマーを共有結合させたコンジュゲート体を作成したところ、血中半減期を飛躍的に延長させることが出来ることを見出しました。本成果は日本国特許庁に対して2025年3月に特許出願いたしました。

本技術により、核酸アプタマーが抗体医薬と同等の血中滞留性を獲得できれば、アプタマー医薬品の開発が飛躍的に発展するものと考えております。

さらに、当社は、アプタマーとポリエチルオキサゾリン（PEOZ）とのコンジュゲートが優れた体内動態を示し、PEGの代替化合物となることを見出しました。PEOZはPEGに比べて低粘性で、過酸化物等が生じず、化合物の品質管理が容易であることが知られております。またPEOZは、市販の材料から容易に合成可能であり、将来的に低コストで供給できることが期待されます。当社の検討において、アプタマーとPEOZとのコンジュゲートを作成することにより、現在汎用しているPEGを上回る血中半減期延長効果を示すことが明らかになったため、日本特許庁に対して2024年4月に特許出願をいたしました。

共同研究事業

1. 化粧品アプタマー事業

三菱商事ライフサイエンス株式会社（旧：ビタミンC60バイオリサーチ株式会社）との共同研究開発契約に基づき、化粧品原料候補の創製・開発に関する共同研究を実施してまいりました。

紫外線やストレスなどが引き金となり過剰分泌されることでシワ形成やたるみを引き起こす原因となる可能性がある、免疫系の重要な細胞である好中球から分泌されるエラスターゼ（タンパク質分解酵素）を阻害するアプタマー（抗好中球エラスターゼアプタマー）の創製・開発に成功しており、日本国特許庁に対して、2025年1月に共同で特許出願をいたしました。先方とは引き続き実用化に向けた検討を進めております。

2. サウジアラビア事業

サウジアラビア政府の招聘により、当社代表取締役社長中村義一は2024年11月に首都リヤドで開催されたRiyadh Global Medical Biotechnology Summit (RGMBBS) 2024で講演を行ないました。このRGMBBS2024サミットは、同国ムハンマド王太子によって牽引されるVISION 2030（2030年までにサウジアラビアを中東でのヘルス케어産業のNo.1を目指す国家プロジェクト）のプログラムで、この期間中に、キング・アブドラ国際医療研究センター（KAIMRC : King Abdullah International Medical Research Center）とアプタマーを使った基礎研究や臨床試験等に関するMOUを締結いたしました（2024年11月）。現在、当社とKAIMRCとの間で、中東地域でのアプタマー医薬品開発の拠点を構築する目的で協議を進めております。

これらの結果、当事業年度において、事業収益2百万円（前事業年度の事業収益はありません。）、事業費用として研究開発費667百万円、販売費及び一般管理費385百万円を計上し、営業損失は1,050百万円（前事業年度の営業損失は1,116百万円）となりました。

また、営業外収益として、コンピューター科学を応用した技術開発を目的としたJST委託事業や量子計算技術と人工知能を組み合わせた技術の活用により、医薬品創製プラットフォームの確立を目的としたNEDO委託事業等による助成金収入35百万円等を計上した一方で、営業外費用として、第17回新株予約権行使に伴う株式交付費3百万円等を計上したことにより、経常損失は1,014百万円（前事業年度の経常損失は982百万円）となりました。

また、固定資産の減損損失2百万円を計上したことにより、税引前当期純損失は1,017百万円（前事業年度の税引前当期純損失は1,023百万円）となり、法人税、住民税及び事業税1百万円の計上により、当期純損失は1,018百万円（前事業年度の当期純損失は1,024百万円）となりました。

なお、当社は創業事業及びこれに付随する事業を行う単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は3百万円であります。
その主なものは、研究用機器（定量的核酸増幅反応装置）の取得によるものであります。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、当社は、第17回新株予約権の行使により675百万円の資金調達を実施しました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分		第19期 (2022年3月期)	第20期 (2023年3月期)	第21期 (2024年3月期)	第22期 (当事業年度) (2025年3月期)
事業収益	(千円)	80,909	65,969	—	2,107
経常損失 (△)	(千円)	△1,635,532	△1,649,305	△982,824	△1,014,861
当期純損失 (△)	(千円)	△1,684,754	△1,653,002	△1,024,237	△1,018,939
1株当たり当期純損失(△)	(円)	△59.95	△53.14	△28.70	△25.21
総資産	(千円)	4,954,476	4,583,655	3,547,257	3,185,842
純資産	(千円)	4,693,946	4,384,351	3,391,447	3,043,632
1株当たり純資産	(円)	164.33	122.85	94.09	68.26

(注) 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中の平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 対処すべき課題

当社は、アプタマーの医薬品としての研究開発を行い、製薬企業にライセンス・アウトした際に受け取る契約一時金、開発進行に伴ってその節目に受領するマイルストーン収入、製品上市後に受け取るロイヤリティ及び共同研究に伴って得られる共同研究収入などにより収益を獲得する創薬事業を展開しております。このようなビジネスモデルにおいて、継続的かつ安定的な収益の確保の実現と、今後の飛躍に向けた中長期の経営課題として、Clinical（臨床）ステージ挑戦、次世代アプタマー・テクノロジーの開発、社会に対する企業価値の創出を掲げ、これにより「世界のアプタマー医薬品開発における主要な地位確立」を目標としております。この経営課題の実現に向けて、以下の項目について、特に重点的に取り組んでまいります。

(参考)

世界におけるアプタマー医薬品の臨床開発動向

Macugen[®]は世界初のwet AMD治療薬として承認されましたが、その後VEGFを標的とする抗体や可溶性のデコイ（おとり）受容体を利用した、さらに有効な医薬（Lucentis[®]、Eylea[®]、Avastin[®]等）が開発されて、現在、Macugen[®]はほとんど使用されなくなりました。2004年のMacugen[®]の成功は、アプタマー医薬の開発を鼓舞する

意味も大きく、その後、複数のアプタマー医薬候補品が臨床試験に進みました。その中でも注目された二つのアプタマー（REG1、Fovista[®]）の治験が最終の第3相試験で成功せず、アプタマー創業に関してネガティブな印象を残し、その後、アプタマー医薬品の開発は世界的に停滞しているようにもみえました。しかし、ようやく最近、補体C5に対するアプタマー（ARC1905: IZERVAYTM）が萎縮型加齢黄斑変性（dry AMD）に有効であることが、第3相試験で証明され、2023年8月米国FDAは製造を承認しました。IZERVAYTMを開発したIVERIC Bio社は、アステラス製薬に総額約8,000億円で買収されております。

現在、当社のumedaptanib pegolを含めて9種類のアプタマーが臨床試験の過程にあり、アプタマー医薬品開発の機運が再び盛り上がっております。これらの動向の中において、Macugen[®]やIZERVAYTM、そしてumedaptanib pegolがいずれも眼科疾患に対して奏功したことから、アプタマーは眼科疾患にフィットするモダリティ（治療手段）であることが強く示唆されました。眼は閉鎖系の小さな器官であるため硝子体内投与に必要な薬剤量が少なく、全身への薬剤の暴露が少なく安全性にも優れているため、眼科疾患に対する新薬の開発はアプタマーに最適な疾患だと考えております。

眼科疾患には様々な免疫系や炎症系サイトカインや増殖因子が複雑に絡みあい発症することがこれまでの薬理研究によって明らかになってきました。当社保有のアプタマーのパイプラインには、これらの炎症や免疫に関与する因子（FGF2、autotaxin、IL-21、ST2等）に対する阻害剤が多数含まれているため、今後アカデミアや企業との共同研究や自社開発によって、各種の眼科疾患モデル動物でこれらの薬理効果を調べていく予定です。同時に、世界におけるアプタマー医薬品の臨床開発動向を注視してまいります。

上記、世界におけるアプタマー医薬品の臨床開発動向を踏まえ、当社の経営課題の実現に向けて、以下の項目について、特に重点的に取り組んでまいります。

① 自社での治験の実施

当社は、今後当社が大きく飛躍するためにも、自社で臨床試験を実施することが必要であると考えております。具体的には、umedaptanib pegolによる滲出型加齢黄斑変性症を対象とした第2相臨床試験を米国で実施し、2021年12月までに試験を完了いたしました。また、軟骨無形成症（ACH）を対象とした第1相臨床試験を国内で実施いたしました（2020年7月～2021年5月）。さらに、ACHに関する、国内での前期第2相試験の被験者選定を目的とした観察試験、ACHの小児患者でのumedaptanib pegolの安全性と有効性を調べる前期第2相臨床試験、及びこれに引き続き実施する前期第2相長期投与試験の3つの治験計画を進めております。現在、東京、岡山及び関西地区の8施設において13名の患者を組み入れ、2024年12月に最終症例の観察期間が完了しました。さらに、前期第2相臨床試験の低用量群（コホート1、6名、週1回の0.3mg/kg皮下投与、26週）の投与も完了しましたが、その結果、途中休薬の1名を除いた5名のうち、3名で身長 of 伸展速度が確認され、うち2名で、被験薬投与前（観察試験）に比較して、+4.6cm、+3.3cm/年と極めて顕著に増加しました。低用量にも関わらず、5名の身長平均伸展速度（+1.5cm/年、Mean AHV）は、現在ACH治療薬として承認されているボックスゾゴ[®]（ボソリチド、BioMarin社製）の身長平均伸展速度+1.7cm/年に相当する結果でした。

コホート1を完了した6名のうち、5名の被験者は低用量（0.3mg/kg）の前期第2相長期投与試験に移行してお

り、継続して被験薬の有効性及び安全性を評価いたします。また、高用量群（コホート2、7名、1回/2週の0.6mg/kg皮下投与、26週）については、前期第2相臨床試験の同意が得られた6名すべての患者が前期第2相臨床試験を開始しており、現在2例目までの投与が完了し、長期投与試験に移行しております。全員の結果は2025年10月に明らかになる予定です。

当社の臨床開発については、社内のリソースに加え、臨床医や製品開発のエキスパートを含む外部の協力も得て進めております。今後もumedaptanib pegolの開発推進に向け、一層の体制整備を図ってまいります。

② 自社パイプラインの充実と質の高いデータの構築

持続的な企業成長を実現するためには、良質な自社パイプラインを選定、拡充し、各々について製薬企業の評価に耐え得る試験データを取得していくことが重要と考えております。新規テーマの選定にあたっては、大手製薬企業における重点領域、既存薬剤による医療ニーズの充足度等を調査し、最適な創薬ターゲットと適応疾患を選定するよう努めてまいります。しかし同時に、経営資源の集中のため、一度着手したテーマについても、一定期間の後に適切な評価を実施し、必要に応じて、開発ラインから除外する判断も必要であると認識しております。

③ 新規技術の開発

今後、アプタマー医薬への参入企業が増えてきた場合でも常に技術の優位性を保てるように、新規のアプタマー創薬技術の開発に努めてまいります。具体的には、アプタマー創製の新技術の開発、次世代シークエンサーとコンピューター科学を利用したアプタマー探索の人工知能（AI）技術の開発、細胞内への取り込み可能なアプタマーや、細胞膜貫通型のタンパク質と結合するアプタマー、脳内標的化アプタマー等のドラッグデリバリーシステム（drug delivery system：DDS）用アプタマーなどの創製に繋がる技術を目標に、これまでに培った技術のさらなる発展、向上を図ってまいります。

④ ライセンス活動の推進

umedaptanib pegolにつきましては、未治療のwet AMD患者を対象とする臨床試験の実施が望まれており、当社は、そのためのライセンス・アウト、もしくはパートナーリングの実現に注力しております。

また、ライセンス・アウトを目標とした共同研究の実現や、自社パイプラインのライセンス・アウトを図るべく、国内外の製薬企業への営業活動、学会での発表や学術雑誌への論文掲載等を通じて、当社の技術と製品を国内外にアピールする活動を継続してまいります。

なお、当社のライセンス活動については、社内のリソースに加え、必要に応じて外部のコンサルタントの協力を得て進めております。

⑤ 共同研究の推進

大手企業との共同研究は、安定的な収益源となるだけでなく、当社のアプタマー創製に関するスキルアップにつながり、同時に、大手企業の技術を活用して開発を迅速に進められることから、既存の契約での成果創出と同時に、新規提携契約の獲得に努めてまいります。また、他の創薬ベンチャーやアカデミアとの共同研究を通じて、新たなアプタマー関連技術や、新規核酸創薬モダリティ（核酸を用いる創薬基盤技術）の獲得に努めてまいります。

⑥ 資金調達

当社はUnmet Medical Needsに応える医薬品開発のための先行投資段階にあり、研究開発活動に必要な資金の調達が課題であると認識しております。

当社では、大手企業との共同研究やライセンス・アウト実現のための事業開発活動や公的助成金の獲得に努めており、これと同時に費用の節約に努めておりますが、継続的かつ安定的な収益の確保に至るまでの先行投資段階においては、新株発行等による資金調達を行い財務体質の維持・強化を図りUnmet Medical Needsに応える医薬品をお届けできるよう研究開発活動を進めてまいります。

⑦ 人材の獲得と育成の支援

新たな技術を速やかに世に送り出すためには、優れた人材を獲得し、社員の成長を支援する環境を提供することによって、小規模ながら機能的な研究開発、事業推進、管理の各部門を構築していくことが重要であると認識しております。今後もビジネスや組織のニーズに合った人材獲得を行うとともに、社員一人ひとりの成長が、会社の成長に繋がるよう社員の育成、活躍の場を整備して参ります。

⑧ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、核酸医薬の一種である「アプタマー医薬」の開発を目的として創薬事業を展開している創薬プラットフォーム系バイオベンチャー企業です。医薬品開発は、研究費用及び臨床開発費用といった多額の先行投資を要するため、営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスが継続的に発生する状況であり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該事象を解消すべく、2024年2月20日開催の取締役会において、第三者割当の方法による第17回新株予約権の発行について、決議し、2024年3月7日に払い込みが完了しました。なお、2025年1月27日にすべての行使が完了し、694百万円の資金確保を行っております。

また、資金面においては、当事業年度末において比較的流動性の高い資産として、現金及び預金1,837百万円及び安全性の高い有価証券1,200百万円の計3,037百万円を保有しており、当事業年度末から1年を超える期間についての資金を十分に確保していると判断しております。

以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性はないと認識しております。

(4) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社は、新薬の研究開発（「創薬」）を主要な事業内容としておりますが、その創薬事業の特徴としては以下が挙げられます。

- ① 生体内に存在する核酸を成分とするアプタマーという新規の素材を使用していること。
- ② アプタマー創薬に関する基礎及び応用技術を統合したプラットフォーム（様々なアプタマー医薬を創出する技術基盤）である「RiboART System[®]」を確立していること。
- ③ 「RiboART System[®]」をベースとして、創薬事業を二つのカテゴリー、即ち自社創薬と共同研究に分け、両者のバランスを取りながら展開していること。
- ④ 最適な自社製品については自社で臨床試験を実施すること。
- ⑤ 重点開発項目を「眼科疾患」と「希少疾患」としていること。
- ⑥ 創薬対象とする疾患を「Unmet Medical Needs（未だに満足すべき治療法のない疾患領域の医療ニーズ）」に絞り、医療機関や患者様から求められている新薬の提供を目指していること。
- ⑦ 多数の自社創薬製品を揃え、主要な製品については物質特許を取得済みであること。

当社が他の創薬系バイオベンチャーと比べてユニークな点は、特定のあるいは限られた化合物を開発するのではなく、創薬プラットフォーム「RiboART System[®]」から様々な疾患領域や創薬ターゲットの新薬候補のアプタマーを次々と創出できること、及びこれを自社創薬だけでなく他の製薬企業にも提供できることにあります。さらに、最適な自社製品については、自社で臨床試験を実施し、POC取得済みの製品としてライセンス・アウトを目指すことで

(5) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
25名	1名増	41.6歳	5.6年

(注) 従業員数は就業員数であり、パートタイマー、派遣社員は含めておりません。

また当社は創薬事業及びこれに付随する事業を行う単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

2 株式の状況（2025年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 114,000,000株

(2) 発行済株式の総数 44,613,940株（自己株式23,812株含む）

（注）発行済株式の総数が前期末に比べて8,591,900株増加しております。
・新株予約権（第17回新株予約権）の行使 8,591,900株

(3) 株主数 18,062名（前期末比1,507名増）

(4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
楽天証券株式会社	2,791,700	6.26
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW	691,100	1.54
全葉工業株式会社	575,800	1.29
中村 義一	568,000	1.27
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	512,700	1.14
湯浅 英之	500,000	1.12
松井証券株式会社	491,700	1.10
大和証券株式会社	399,800	0.89
株式会社SBI証券	365,140	0.81
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	324,217	0.72

（注） 1.持株比率は発行済株式の総数から自己株式（23,812株）を控除して計算しております。

2.持株比率は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

3 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	中村 義一	事業推進本部長	RIBOMIC USA Inc. President, CEO
取締役執行役員	大岩 久人	管理本部長	
取締役執行役員	安達 健朗	研究開発本部長 兼探索研究部長	
取締役	西畑 利明		
取締役	松藤 千弥		東京慈恵会医科大学学長・学校法人慈恵大学理事
取締役	藤原 俊伸		近畿大学薬学部医療薬学科生化学研究室教授・近畿大学大学院薬学研究科長
常勤監査役	五十嵐 章之		
監査役	矢部 豊		公認会計士矢部事務所代表 湧永製薬株式会社社外監査役
監査役	藤井 康弘		藤井法律事務所弁護士

- (注) 1. 取締役 西畑利明氏、取締役 松藤千弥氏、及び取締役 藤原俊伸氏は社外取締役であります。
2. 常勤監査役 五十嵐章之氏、監査役 矢部豊氏及び監査役 藤井康弘氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 矢部豊氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 藤井康弘氏は、弁護士の資格を有し、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は社外取締役 西畑利明氏、松藤千弥氏、藤原俊伸氏、社外監査役 五十嵐章之氏、矢部豊氏、藤井康弘氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役 安達健朗氏は、2024年6月25日開催の定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
7. 当事業年度で取締役の担当を以下のとおり変更しております。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
中村 義一	代表取締役社長	代表取締役社長 兼 事業推進本部長	2024年4月1日
大岩 久人	取締役管理本部長 兼 知財学術部長	取締役管理本部長	2024年4月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しており、取締役、監査役、執行役員、それらの相続人等が同保険の被保険者となっております。填補対象とされる保険事故は、株主代表訴訟、会社による責任追及訴訟、第三者による損害賠償請求訴訟等です。但し、被保険者の犯罪行為又は法令に違反すること等を被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。なお、保険料は、当社が全額負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容に関する方針等

- ・取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針、及び取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を、以下のとおり定めております。

当社の取締役の個人別報酬については、事業規模、内容及び優秀な人材の確保の観点から、同業及び同規模他社等の水準を勘案したうえで、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとなり、また株主と利害を共有するよう決定する。また、取締役の個人別報酬は、新しく取締役に選任されたとき、及び再任されたときに、職責に基づく基本報酬を定め、必要に応じてインセンティブを付加できることとする。なお、業務執行に従事しない取締役、独立社外取締役の報酬は基本報酬のみとする。

また、取締役に対する報酬は、在任期間中、月割りで支給する。

- ・取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額150百万円以内（うち社外取締役40百万円）であります（2024年6月25日定時株主総会決議）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は3名）です。また、取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれていません。

株主総会決議による監査役の報酬限度額は年額30百万円以内であります（2024年6月25日定時株主総会決議）。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

・取締役の個人別の報酬等の決定手続等

取締役の個人別の報酬額は、株主総会の決議による総額の限度内で、取締役会が取締役会の諮問機関である、独立社外取締役、及び独立社外監査役で構成される任意の指名・報酬委員会に諮問し、同委員会の答申に基づき、取締役会において最終的な支給額を決定するものとされております。

なお、当事業年度における指名・報酬委員会は、社外取締役3名、及び社外監査役3名から構成され、社外取締役が委員長となっております。^注

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等は、当該手続を経て決定されていることから、取締役会としては、報酬等の内容が上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

(注) 2025年4月に同委員会の構成を代表取締役及び取締役会が選定する社外取締役とすることに変更いたしました。これによって、社外取締役による透明性、公正性、客観性を担保しつつ、経営側の考えを踏まえた審議が可能となり、実効性の向上が見込まれます。なお、社外取締役が委員長であることに変更はありません。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数 (名)	報酬等の額 (千円)
取締役	6	105,000
監査役	3	19,600
合 計	9	124,600

(5) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 西畑利明氏に該当事項はありません。
- ・取締役 松藤千弥氏は、東京慈恵会医科大学 学長・学校法人慈恵大学 理事であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
- ・取締役 藤原俊伸氏は、近畿大学薬学部医療薬学科生化学研究室教授・近畿大学大学院薬学研究科長であります。兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
- ・監査役 五十嵐章之氏に該当事項はありません。
- ・監査役 矢部豊氏は公認会計士矢部事務所の代表であり、湧永製薬株式会社の社外監査役であります。

が、各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

- ・監査役 藤井康弘氏は藤井法律事務所の弁護士ですが、兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
西畑 利明	取締役	当事業年度に開催された13回の取締役会のすべてに出席し、医薬品業界における経営全般及び臨床開発について豊富な経験と深い見識から、アプタマー医薬の実現に向けて開発全般について発言を行い、期待される役割を果たしております。
松藤 千弥	取締役	当事業年度に開催された13回の取締役会のすべてに出席し、医学的専門家及び大学学長としての豊富な経験と高い見識からアプタマー医薬の開発や経営全般について発言を行い、期待される役割を果たしております。
藤原 俊伸	取締役	当事業年度に開催された13回の取締役会のすべてに出席し、大学における専門領域の指導者としての深い見識から発言を行い、期待される役割を果たしております。
五十嵐 章之	常勤監査役	当事業年度に開催された13回の取締役会すべてに、また同じく開催された14回の監査役会のすべてに出席し、会社経営全般についての豊富な知識と上場会社の監査役の経験を活かした発言を行っております。
矢部 豊	監査役	当事業年度に開催された13回の取締役会のすべてに、また同じく開催された14回の監査役会のすべてに出席し、公認会計士及び税理士の資格を有し、企業会計及び税務に精通していることから、専門領域の視点を活かした発言を行っております。
藤井 康弘	監査役	当事業年度に開催された13回の取締役会のすべてに、また同じく開催された14回の監査役会のすべてに出席し、弁護士として豊富な経験と高い見識から、専門領域の視点を活かした発言を行っております。

ハ. 社外役員の報酬等の総額

当事業年度における社外役員6名の報酬等の総額は45,600千円であります。

4 会計監査人の状況

(1) 名称 保森監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に係る監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人とは、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する額としております。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期	(ご参考) 前期
(資産の部)		
流動資産	3,147,518	3,506,706
現金及び預金	1,837,123	2,099,743
有価証券	1,200,000	1,300,000
貯蔵品	3,659	2,274
前渡金	26,417	12,773
前払費用	29,077	27,297
未収入金	718	2,758
未収消費税等	50,103	61,508
その他	418	349
固定資産	38,324	40,551
有形固定資産	0	0
建物	0	0
工具、器具及び備品	0	0
投資その他の資産	38,324	40,550
関係会社株式	22,552	22,552
敷金	11,325	11,325
長期前払費用	4,447	6,673
資産合計	3,185,842	3,547,257

科目	当期	(ご参考) 前期
(負債の部)		
流動負債	142,209	155,810
未払金	81,799	96,824
未払費用	11,047	12,397
未払法人税等	27,915	1,210
預り金	6,397	8,277
その他	15,050	37,100
負債合計	142,209	155,810
(純資産の部)		
株主資本	3,043,632	3,387,409
資本金	401,229	63,648
資本剰余金	4,685,581	4,348,000
資本準備金	4,685,581	4,348,000
利益剰余金	△2,043,177	△1,024,237
その他利益剰余金	△2,043,177	△1,024,237
繰越利益剰余金	△2,043,177	△1,024,237
自己株式	△1	△1
新株予約権	—	4,038
純資産合計	3,043,632	3,391,447
負債純資産合計	3,185,842	3,547,257

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	当期	(ご参考) 前期
事業収益	2,107	—
事業費用	1,052,697	1,116,193
研究開発費	667,691	764,327
販売費及び一般管理費	385,005	351,866
営業損失 (△)	△1,050,589	△1,116,193
営業外収益	40,251	137,052
受取利息	1,735	361
金銭の信託運用益	3,034	1,166
助成金収入	35,454	125,344
為替差益	—	10,178
その他	27	1
営業外費用	4,522	3,683
株式交付費	3,861	3,683
為替差損	660	—
経常損失 (△)	△1,014,861	△982,824
特別損失	2,868	40,202
減損損失	2,868	40,202
税引前当期純損失 (△)	△1,017,729	△1,023,027
法人税、住民税及び事業税	1,210	1,210
当期純損失 (△)	△1,018,939	△1,024,237

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社リボミック
取締役会 御中

保森監査法人
東京都千代田区
代表社員 公認会計士 山崎 貴史
業務執行社員
代表社員 公認会計士 小松 華恵
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リボミックの2024年4月1日から2025年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対し意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規程及び監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び執行役員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を、「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 保森監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

株式会社リボミック 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	五十嵐 章之 ㊞
監 査 役 (社外監査役)	矢 部 豊 ㊞
監 査 役 (社外監査役)	藤 井 康 弘 ㊞

以 上

定時株主総会会場ご案内図

※例年と開催場所が異なりますので、ご来場の際はご注意ください。

会場 東京都新宿区四谷1-6-1
コモレ四谷 四谷タワーコンファレンス 3階 Room F
電話 03-6416-4402

交通 JR<中央線 総武線> 四ツ谷駅 JR「四ツ谷口」より徒歩1分
地下鉄<東京メトロ南北線> 四ツ谷駅 「出口3」より徒歩1分
地下鉄<東京メトロ丸ノ内線> 四ツ谷駅 「出口1」より徒歩3分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。